地域活動による居場所空間づくり支援事業要綱

（趣旨）

第１条　本事業は、地域の居場所や賑わいの拠点となる空間整備を促進するため、地域住民等が実施する地域住民参加型の整備事業に必要な消耗品等の貸出しや講師派遣を行うことにより、地域資源の有効活用と地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第２条　本事業では、地域住民等が実施する地域住民参加型の整備事業に必要な消耗品等の貸出しや現物支給を行うとともに、希望する場合は講師を派遣し地域の居場所づくりを支援する。

２　本事業における事務は有田振興局地域づくり部地域づくり課（以下「担当課」とする。）で行う。

（対象地域・団体）

第３条　本事業の実施地域は、和歌山県有田地域内とする。

本事業の対象者は、地域づくりネットワーク和歌山県協議会に加入するものとする。

（貸出物品・原材料等）

第４条　貸出す物品は、空間整備活動に必要な別表１に掲げる物品のほか、事業の執行に和歌山県知事が必要と認める物品とする。

　　その他、事業の実施に必要な原材料（例：土、土留のための木など）については、現物支給を行う。

２　前項を希望する団体は、併せて講師の派遣を依頼することができる。ただ

し、空間整備事業に必要な知識等を習得することを目的とする場合に限る。

　（申請）

第５条　物品の貸出し、現物支給（以下「貸出等」とする。）及び講師の派遣を希望する団体は、別記第１号様式を事業実施予定日の50日前までに和歌山県知事に提出するものとする。

（決定）

第６条　申請内容を審査の上、和歌山県知事は貸出の可否等を決定し、申請団体に別記第２号様式により通知する。必要に応じて、申請団体に対し活動内容の詳細な説明を求める場合がある。

　（申請内容の変更又は中止）

第７条　前条で決定を受けた団体が、申請内容を変更又は中止しようとする時は、和歌山県知事に対し、事前に別記第３号様式を提出すること。

　（変更又は中止の決定）

第８条　前条で申請のあった内容について審査の上、和歌山県知事は、貸出の可否等を決定し、申請団体に別記第４号様式により通知する。

（物品の管理及び返却）

第９条　物品の貸出しを受けた団体は、適切に管理し、貸出期間終了後、速やかに返却するものとする。申請団体の責めに帰する事由により物品の紛失、破損等が発生した場合は、速やかに担当課に報告し、同等品を返還しなければならない。

　（実績報告）

第１０条　実績報告書には別記第５号様式を、事業完了の日から起算して３０日を経過した日又は貸出を行った年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（継続的な活動の促進）

第１１条　本事業を通じて整備された空間は、地域団体が主体となって維持管理し、長期的に活用することを目指すため貸出しを受けた団体は、活動成果を記録し、次年度以降の継続的な取り組みにつなげることが望ましい。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

|  |
| --- |
| 物品名 |
| レーキ・とんぼ（整備用） |
| 一輪車 |
| スコップ |
| のこぎり |
| 電動のこぎり |
| カルチベーター |
| 枝切りばさみ |
| 鎌 |
| 草刈り機 |
| ほうき |
| 蛸胴突き（地固め用） |

別表１（第４条関係）